

2024年10月度衛生委員会

愛知オフィス

議長	産業医	衛生管理者	委員（従業員側）	
				

はじめに

【開催日時】 2024年10月22日 13:00～14:00

【開催場所】 MCP会議室

【メンバー】 議長 岩倉七重
会社側 大須賀淳（産業医）
横山幸江（衛生管理者・議事/事務局）
従業員側 岡田ゆか
今泉久美子

【議題】 ①労働災害、通勤災害、時間外労働状況報告（9月）：横山
②『産業医へ衛生関係について質問、討議の時間』：大須賀先生
③今月のテーマ：『転倒災害』横山

①労働災害、通勤災害、時間外労働状況報告（9月）

愛知オフィス実績報告

1) 労災・交災（R6年9月度実績）

⇒労災：なし、交災：なし

2) 時間外労働（R6年9月度実績、長時間労働状況）

(1) 労災・交災状況

		9月	累計
労 災	休業	0	0
	不休業	0	1
	計	0	1
交 災	加害	0	0
	自損	0	0
	被害	0	1
	計	0	1

(2) 時間外状況 ※60進法にて算出

時間外 / 公出		対象数	
運営スタッフ合計	0/0	4	人
派遣スタッフ合計	93.40/336.10	54	人
平均（時間外 / 時間外 + 公出）			
運営スタッフ合計	0/0		
派遣スタッフ合計	1.44/7.57		

長時間労働→ 45h超え 0人
80h超え 0人

②産業医へ衛生関係について質問、討議の時間

< 討議内容 >

①労働災害の判断基準

- ・派遣先で労働災害発生した場合、労働災害の判断基準について労働災害は派遣元へ確認？するのが正しいのか。
- ・労働災害の当事者が労災にすることを断っているのか。

⇒「労災かくし」にならないためにも本人へ事実確認をし申請をする。

②ヘルメットを着用の義務について

- ・首・肩こりなどがヘルメットを被る事により発生して苦痛になる人がいる
- ・ヘルメット着用エリアの免除申請が出ていたが、今は免除申請が出ていないので、全てのエリアでヘルメットを着用している。保護具着用エリアの基準がよく分からない。

⇒決められた保護具着用エリアで、保護具着用により体調不良の方が生じた場合は産業医への相談が可能です。

今月のテーマ

転倒災害

転倒災害の転倒とは？

転倒とは、「人がほぼ同一平面上で転ぶ場合をいい、つまずき、滑りにより倒れた場合等をいいます。車両系機械等とともに転倒した場合も含みます。（交通事故は除く）」となっています。転倒は、通路や床面で水や油により滑ったり、段差や突起物、また床上配線コードなどでつまずいたり、階段を踏み外したりするなどの原因で発生します。



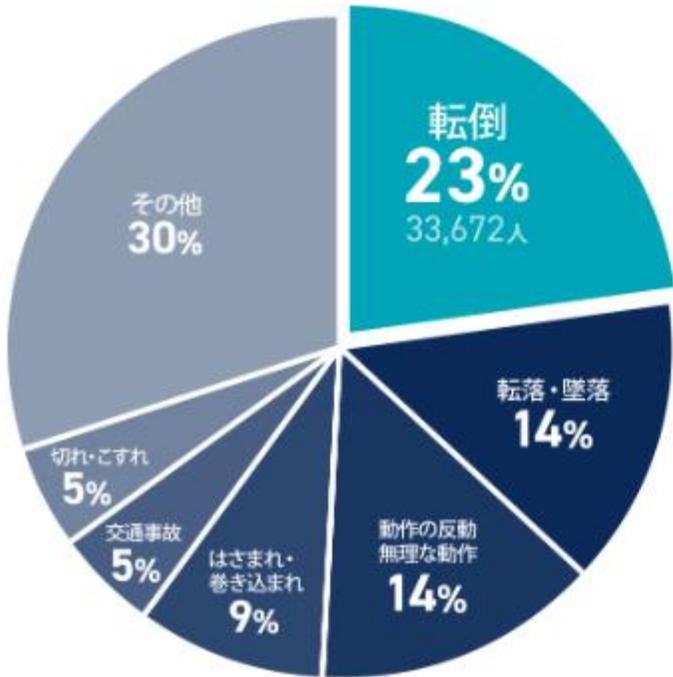
1. 転倒事故の現状

転倒しただけで労働災害につながるというと大きさに思われるかもしれませんが、仕事中に転倒したことで4日以上仕事を休む方が年間3万人近くいます。

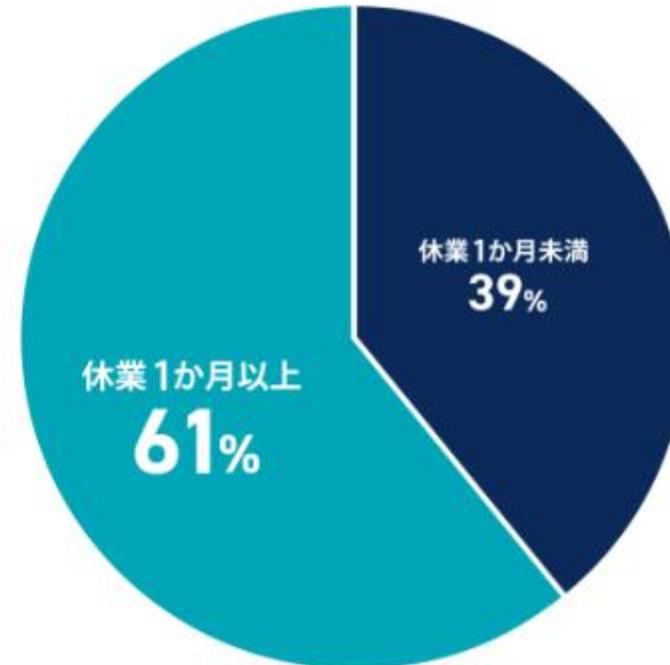
休業4日以上死傷災害の中で最も多いのは転倒災害で、全体の23%を占めています。

2021年の死傷者数は33,672人に上りました。

加えて、4日以上仕事を休まれる方の約6割の方が、1か月以上の休業となっています。

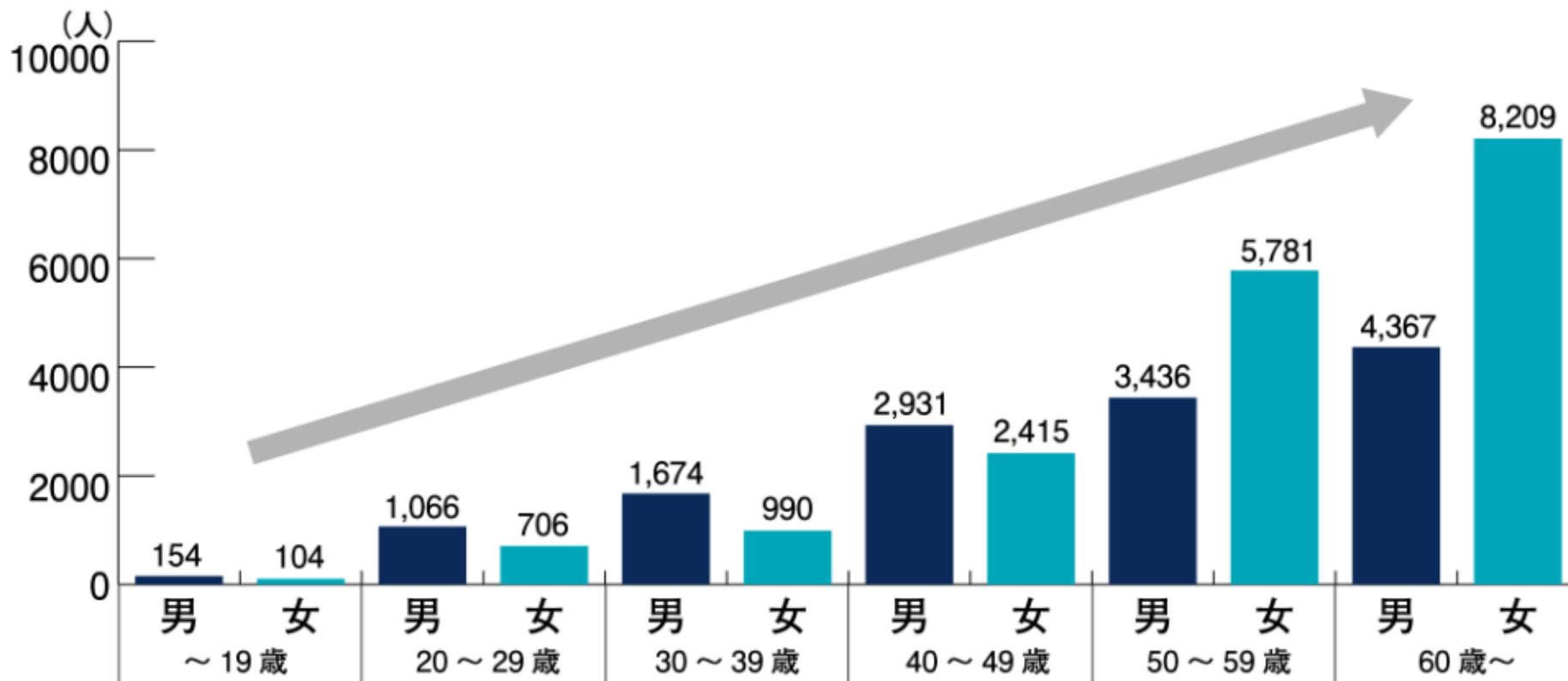


労働事故の型別死傷者数



転倒事故による休職期間

1. 転倒事故の現状



転倒災害被災者の性別・年齢別比較 (平成 30 年)

労働人口の高齢化により、転倒災害は年々増加傾向にあります。今後も転倒災害による死傷者数および発生割合は増加することが予測されています。転倒は作業者が高齢になるほど身体強度や運動機能が低下するため、発生しやすくなります。さらに、高齢労働者はわずかなつまずきであっても被災の重篤度が高まる傾向があります。

2. 転倒事故の原因

転倒災害は、滑り・つまずき・踏み外しの3つの典型的なパターンに分けられます。いずれもちょっとした原因が大きな災害につながっています。



- 床が滑りやすい素材である
- 床に水や油などが残ったままの状態
- ビニールや紙等滑りやすい異物が床に落ちている



- 床の凹凸や段差がある
- 床に荷物や商品が放置されている



- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

3. 転倒災害を防止・軽減するために

転倒災害を防止するためには、まず整理・整頓・清掃・清潔を心がけましょう。
そのほかにも、設備管理面での対策や従業員ひとりひとりが作業時に意識すべきことがあります。
危険源を見つけリスクを低減することで、転倒災害の発生を未然に防ぐことができます。
加えて、万が一災害が発生した際に、迅速に対応し災害を最小限にとどめる体制を構築することも重要です。

4. 災害発生に気がつきにくい労働環境

以下の5つの状況では作業者の転倒災害発生に気がつきにくい可能性があります。

一人作業

死角作業

夜間作業

休日出勤

騒音のある環境

対策をしても、機械化による一人作業、不慮の事故、急病、熱中症などで転倒が起こってしまう可能性があります。

その際、このような労働環境では助けを呼ぶことができず、発見された時には既に手遅れとなることも考えられます。

また、危険な機械や薬品等がある作業場などでは二次災害が起こる可能性もあります。

まとめ

転倒災害は、件数が多く長期休暇を要することもある深刻な労働災害です。今後、労働者の高齢化が進むにつれて、さらに転倒災害の件数が増えていくことが予想されます。危険物を扱う工場では転倒が命に関わることもありますので事故が起こりにくい環境づくり・教育・事故が起きた時の対応については日々、職場で確認をしておきましょう。事業者はもちろん労働者もリスクアセスメントへの理解を深めることに努めていきましょう。

派遣スタッフのみなさん

転倒は就業中・通勤時も発生します。
常に足元や周辺の状況確認を忘れず
危険予知を心がけましょう！
ご安全に！



次回 衛生委員会予定

- ・ 日時
11月 26日 (火) 14:00 ~ 15:00
- ・ 場所
MCP会議室